

## 用語の解説

### 耐震基準（新基準・旧基準）

昭和56年6月の建築基準法施行令改正により、新しい耐震基準が施行されました。改正前の基準により建築された建物を「旧基準」、改正後の基準により建築された建物を「新基準」としています。

### 耐震診断

昭和56年以前の基準により建築された建物について、大地震に対しての安全性を調査するものです。

### Is 値

構造耐震指標。建物の耐震性能を示す指標で、Is 値 0.6 以上であれば大規模な地震の際に倒壊および崩壊の危険性が低いとされています。なお、文部科学省では、Is 値 0.7 以上を耐震性のある建物としています。

### 耐力度調査

老朽化した建物に対して、建物の構造耐力、経年による耐力低下、立地条件による影響の項目を総合的に調査し、建物の老朽化を総合的に評価するものです。文部科学省では、平成19年度までに実施した耐力度調査の結果が5,000点以下の建物を危険建物として取り扱うこととしています。

### 構造

R：鉄筋コンクリート造

S：鉄骨造